


公 告 第 8 4 2 号
令和 4 年 1 1 月 1 日

被保険者 様

東海地区石油業健康保険組合
理事長 山本 浩嗣 

令和 5 年度任意継続被保険者の標準報酬月額（上限）について

健康保険法第 4 7 条第 2 項（任意継続被保険者の標準報酬月額）の定めにより当健康保険組合の令和 4 年 9 月 3 0 日現在における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額（平均標準報酬月額）及び令和 5 年度の標準報酬月額は下記のとおりであることを公告します。

記

- | | |
|--------------------------------|------------------------------------|
| 1. 令和 4 年 9 月 3 0 日現在の平均標準報酬月額 | 3 4 8, 6 4 2 円 |
| 2. 令和 5 年度における標準報酬月額 | 3 4 0, 0 0 0 円 |
| 3. 適用期間 | 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで |

以上